

大分市シェアサイクル事業仕様書

1 総則

本仕様書は、本市が実施する「大分市シェアサイクル事業（以下、「本事業」という。）」に適用する。

2 事業の目的

本市では移動手段の選択肢を増やすことによる交通利便性の向上や公共交通の補完、環境負荷の低減、駐輪場不足の解消、市街地・観光地の回遊性の向上などを目的として、シェアサイクルの実証実験を平成 30 年10月から実施している。

実証実験開始から6年が経過する中で利用登録者数・利用回数ともに年々増加し、公共交通の補完の他、日常利用や観光振興などの利便性向上、大分駅周辺の駐輪場の混雑緩和、中心市街地の放置禁止区域内における放置自転車等の撤去台数の減少等に効果があったと考えられる。

そのようなことから、シェアサイクルの継続的なサービス実施を目的として、本事業の本格運用を実施する。

3 実施エリア

大分市全域

4 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日

※本事業は協定を締結し、原則 5 年間とするが、令和 13 年 4 月 1 日以降については、事業状況に応じて、令和 12 年 3 月 31 日までに本市と実施期間に関する協議を行い、更新することが出来るものとする。

5 役割分担

（1）大分市

- ①本市が提供する公有地サイクルポートの確保及び必要な手続き
- ②民有地サイクルポートの設置に向けた協力
- ③市民等への周知・広報

（2）運営事業者

- ①本事業の運営全般
- ②車両や器材及びシステムの整備、サイクルポート設備の設置撤去・維持管理
- ③サイクルポートへの車両の再配置

- ④サイクルポート及び周辺の違法駐輪対策
- ⑤本市が提供する公有地サイクルポート以外の民有地サイクルポートの確保及び必要な手続き
- ⑥本事業に起因する要望・苦情等への対応
- ⑦市民や利用者等への周知・広報
- ⑧利用状況等を確認するためのデータの収集並びに本市への報告（月１回）
- ⑨本事業の実績報告（年度ごと）
- ⑩自転車活用に関する本市の事業への協力

6 事業費

- ①本事業の運営に要する費用は運営事業者の負担とし、本市は費用を負担しない。
- ②本事業の利用料や広告料は運営事業者の収入とする。
- ③本市が提供するサイクルポート用地の使用に係る費用については、全額免除するが実施期間を更新する場合は、改めて協議を行う。

7 シェアサイクルの内容

（１）システムおよび利用方法

- ①自転車が市内に複数設置したサイクルポートで２４時間貸出・返却可能なシステムとする。
- ②サイクルポートは無人でも貸出・返却が可能なシステムとする。
- ③スマートフォンなどを利用し、サイクルポート位置・利用可否情報の確認、貸出、返却および決済を行う。
- ④容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとする。
- ⑤多言語に対応したシステムとする。

（２）サイクルポート

- ①実証実験にて設置したサイクルポート（令和７年９月現在 79 箇所）を基本として、運営事業者からの候補地の提案をもとに本市と協議のうえ整備する。（別添のサイクルポート図参照）
- ②民有地における附置が義務付けられた自転車等駐車場へのポート設置は認めない。
- ③サイクルポートには、原則、サイクルラック・自転車・ビーコン及び利用案内看板を設置する。
- ④サイクルラック等の設置については、簡易に設置・撤去できるものとする。
- ⑤サイクルポートの設置に必要となる設備（サイクルラック、案内看板等）は原則運営事業者が整備する。

【ただし、本市所有の設備（利用案内看板 53 基、サイクルラック 232 基〈20 インチ用〉）について貸与可能】

⑥その他

- ・公有地を使用したサイクルポートは、その管理上必要が生じた場合、休止、撤去又は一時撤去を命じることがある。
- ・土地管理者の要請や本市の指示があった場合、速やかにサイクルポートの設備を撤去し、原状回復を行う。
- ・サイクルポートに、本事業用以外の自転車が停められないよう配慮するとともに、停められた場合は速やかに適切な対応を行う。
- ・事業期間終了後は、設置したサイクルポートについて、これを撤去し、原状回復すること。

(3) 自転車

①台 数：自転車の配置台数は、最低 300 台とする

②車 種：電動アシスト自転車（荷物を積載可能なカゴ付き）

③仕 様

- ・道路交通法等の関連法令等に適合した車両を使用すること。また、安全性、耐久性の高いものとする。
- ・幅広い世代層で利用できるような自転車とすること。

④その他

- ・防犯登録を行うこと。
- ・自転車の位置情報が把握できる機能を搭載すること。

(4) 料金

短時間であっても利用しやすく、多くの人に利用してもらえるよう適切な料金とする。

(5) その他

実証実験の運営事業者と引継ぎが生じる場合、本市を含めた３者で協議し、利用停止期間を生じさせないよう努めること。現行のサイクルラック・自転車等を交換する場合、撤去は本市と実証実験の運営事業者、設置は新規運営事業者とする。

8 事業の運営

(1) 事業体制

- ①本事業の運営にあたっては、必要な人員・体制を整え、円滑に進める。
- ②24時間利用者からの問い合わせに対応できるような体制とする。
- ③シェアサイクルに関係する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理する。

(2) 採算性の確保

自転車台数やサイクルポート数、利用者数、利用回数等の目標値を設定し、エリア展開や鉄道・バス等公共交通との連携、安定的かつ持続可能な事業採算性の確保に向けた事業計画を作成する。

(3) サイクルポートの設置・自転車の偏在対策

データ分析やアンケート調査結果に基づき、積極的なサイクルポートの設置や効率的な自転車の偏在対策（再配置）を進める。

(4) 安全管理

- ①設備の不具合及び損傷・事故並びにトラブル等が生じた場合は、速やかに対応し、本市に報告する。
- ②利用者が安全に利用できるよう、自転車及びサイクルポートは日常的にメンテナンスを行う。
- ③自転車安全整備士の資格を持った者が、自転車の定期的なメンテナンスを行う。
- ④効率的な自転車のメンテナンスや保管等ができる場所（拠点）を確保する。
- ⑤システム障害システムについては、ウイルス対策など適切に保守管理を行う。システム障害等が生じた場合は、速やかに対応し、本市に報告する。
- ⑥利用者等のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入する。
- ⑦利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理する。
- ⑧本事業に使用する自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合や違法駐輪として撤去・保管された場合は、速やかに対応をする。

(5) 利用促進・啓発

- ①市民をはじめ、観光客や外国人を含めた利用促進を図る。
- ②ヘルメットの着用努力義務や道路交通法改正等、自転車の安全利用に向けたルール・マナーの継続的な周知・啓発を行う。

(6) その他

- ①事業内容を変更する際（料金改定やサイクルポートの改廃等）は、事前に本市と協議する。
- ②物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、運営事業者の負担とする。
- ③本市に災害等が発生した場合を想定し、それに伴う本市職員等のシェアサイクル利用に関する協定を締結する。

9 実績報告

- ①運営事業者は、利用状況、移動状況及びその他の事業運営に係るデータを収集し、本市の求めに応じ提供する。
- ②利用状況の定期報告は、毎月行うものとし、翌月の 15 日までに報告する。
- ③毎年アンケート調査を行い、結果を報告する。調査内容等は本市と事前協議する。
- ④実績報告として、年度終了後、速やかに当年度の総合的な利用状況、サイクルポート配置等を基に検証を実施し、翌年度の運営方針を示すこと。
- ⑤最終報告は、事業期間終了 3 カ月前とし、各種データ、収支等の検証を実施し、事業全体の最終的な実績報告を行う。

10 その他特記事項

- ①個人情報等の取り扱いについては、大分市個人情報保護条例等関係法令等を遵守すること。
- ②本事業における名称は、運営事業者決定後に協議するものとする。
- ③本仕様書に定めのない事項については、協議の上、これを定めることとする。

おおいたサイクルシェア サイクルポート設置箇所【令和7年9月現在】

別添 サイクルポート図

